

厚生委員会議案説明資料

令和2年2月27日

件名	頁
1 第20号議案 足立区介護保険条例の一部を改正する条例	2
2 第21号議案 債権の放棄について	5
3 第22号議案 損害賠償請求訴訟に関する和解について	6

(福祉部)

第 2 0 号議案説明資料

令和 2 年 2 月 2 7 日

件 名	足立区介護保険条例の一部を改正する条例																
所管部課	福祉部高齢者施策推進室介護保険課																
内 容	<p>1 改正理由 令和元年 1 0 月からの消費税率引き上げに伴い低所得者に係る令和 2 年度の介護保険料額を変更するとともに、普通徴収の特例（仮徴収）に係る保険料額を前年度から当該年度に変更するため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 対象者および人数（第 1 2 条関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一段階（令第 3 9 条第 1 項第 1 号） 4 1, 6 3 3 人 ・ 第二段階（令第 3 9 条第 1 項第 2 号） 1 4, 2 2 4 人 ・ 第三段階（令第 3 9 条第 1 項第 3 号） 1 3, 8 4 4 人 <p>※ 人数については令和元年 7 月 1 日時点</p> <p>(2) 改正により軽減される保険料額（第 1 2 条）</p> <table border="1" data-bbox="414 1003 1444 1451"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>軽減前保険料額</th> <th>軽減後保険料額</th> <th>軽減される保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一段階</td> <td>29,640円 (月額2,470円)</td> <td>23,760円 (月額1,980円)</td> <td>5,880円 (月490円相当)</td> </tr> <tr> <td>第二段階</td> <td>45,480円 (月額3,790円)</td> <td>39,480円 (月額3,290円)</td> <td>6,000円 (月500円相当)</td> </tr> <tr> <td>第三段階</td> <td>57,360円 (月額4,780円)</td> <td>55,320円 (月額4,610円)</td> <td>2,040円 (月170円相当)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 普通徴収の特例に係る保険料額の変更（第 1 5 条） 第 1 5 条中に「前年度の所得段階に基づき算出された当該年度の保険料の額を」加える。仮徴収において、前年度の保険料額から当該年度の保険料額に変更することで、低所得者の保険料軽減の効果を年度当初より適用する。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	所得段階	軽減前保険料額	軽減後保険料額	軽減される保険料額	第一段階	29,640円 (月額2,470円)	23,760円 (月額1,980円)	5,880円 (月490円相当)	第二段階	45,480円 (月額3,790円)	39,480円 (月額3,290円)	6,000円 (月500円相当)	第三段階	57,360円 (月額4,780円)	55,320円 (月額4,610円)	2,040円 (月170円相当)
所得段階	軽減前保険料額	軽減後保険料額	軽減される保険料額														
第一段階	29,640円 (月額2,470円)	23,760円 (月額1,980円)	5,880円 (月490円相当)														
第二段階	45,480円 (月額3,790円)	39,480円 (月額3,290円)	6,000円 (月500円相当)														
第三段階	57,360円 (月額4,780円)	55,320円 (月額4,610円)	2,040円 (月170円相当)														
今後の方針	令和 2 年 4 月上旬の仮徴収決定通知書送付時等に区民へ周知を行う。																

足立区介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>第1条～第11条 省略 （保険料率）</p> <p>第12条 <u>平成31年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万9,640円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万5,480円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万7,360円</u></p> <p>(4) ～(14) 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 （保険料率）</p> <p>第12条 <u>令和2年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万3,760円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万9,480円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万5,320円</u></p> <p>(4) ～(14) 省略</p>
<p>第13条～第14条 省略 （普通徴収の特例）</p> <p>第15条 保険料の額の算定の基礎に用いる特別区民税（市町村民税を含む。以下「特別区民税」という。）の課税非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の_____保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保</p>	<p>第13条～第14条 省略 （普通徴収の特例）</p> <p>第15条 保険料の額の算定の基礎に用いる特別区民税（市町村民税を含む。以下「特別区民税」という。）の課税非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の<u>所得段階に基づき算出された</u>当該年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="152 177 1108 300"> 険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。 </p> <p data-bbox="120 357 412 389">第16条～第24条 省略</p>	<p data-bbox="1151 177 2107 300"> 険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。 </p> <p data-bbox="1120 357 1411 389">第16条～第24条 省略</p> <p data-bbox="1120 445 1731 480"><u>(付 則 (令和2年 月 日条例第 号))</u></p> <p data-bbox="1151 491 1308 523"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1151 536 1778 568"><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1151 627 1308 659"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="1151 671 2107 794"> <u>2 この条例による改正後の第12条及び第15条の規定は、令和2年度分からの保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u> </p>

第 2 1 号議案説明資料

令和 2 年 2 月 2 7 日

件 名	債権の放棄について
所管部課名	福祉部福祉管理課
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <p style="padding-left: 2em;">足立区生業資金貸付金</p> <p style="padding-left: 4em;">借受理由 冷凍・空調工事業 機器類購入資金</p> <p style="padding-left: 4em;">貸付金額 1, 9 0 0, 0 0 0 円</p> <p style="padding-left: 4em;">貸付決定日 平成 1 3 年 2 月 1 5 日</p> <p style="padding-left: 4em;">最終返済日 平成 3 0 年 8 月 2 7 日</p> <p style="padding-left: 4em;">時効完成日 平成 2 3 年 9 月 3 0 日</p> <p>(2) 債務者</p> <p style="padding-left: 2em;">借受人 足立区南花畑在住者（平成 1 5 年 1 月 1 3 日死亡） 平成 1 4 年 1 0 月から平成 1 5 年 1 月まで分納</p> <p style="padding-left: 2em;">連帯保証人 埼玉県八潮市在住者（平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日死亡） 平成 1 5 年 5 月から平成 3 0 年 8 月まで分納</p> <p>(3) 放棄する債権の額（元利金及び延滞金）</p> <p style="padding-left: 2em;">1, 1 0 4, 2 9 0 円</p> <p>2 債権放棄の理由</p> <p>連帯保証人の相続人の債務は時効の援用により消滅したが、借受人の相続人についても消滅時効の期間が経過しており、回収できる見込みがないため。</p> <p>なお、本債権の放棄について、足立区債権等処理判定委員会に諮問したところ、借受人の相続人が昭和 5 8 年に離婚した前妻に引き取られ、平成 1 3 年の借用時には既に借受人とは生計が全く別であることを勘案し、「借受人の相続人からの時効の援用はないが、時効を援用しない特別の理由があるとも認められず、債権放棄が適当である。」との答申があった。</p> <p>このため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p>
今後の方針	<p>区からの催告に応じない滞納者に対しては弁護士による催告を実施し、なお解決が見込めない高額滞納者については、法的措置を実施する。</p> <p>精査の結果、徴収が不可能となっている債権については徴収停止・債権放棄等、処理方針を明確にし、実行していく。</p>

第 2 2 号議案説明資料

令和 2 年 2 月 2 7 日

件 名	損害賠償請求訴訟に関する和解について
所管部課名	福祉部足立福祉事務所東部福祉課
内 容	<p>公務中の自転車接触事故に係る損害賠償請求訴訟について、以下により和解する。</p> <p>1 和解の内容</p> <p>(1) 相手方 足立区東和在住者（被害者） 足立区東和在住者 千葉県野田市在住者</p> <p>(2) 損害賠償額 56,000,000円</p> <p>2 事故の概要 平成28年7月8日、公務中のケースワーカーが被害者と自転車同士の接触事故を起こした。被害者は転倒して後頭部を打ち、脳挫傷等の診断を受けた。 相手方は、平成31年1月に後遺障害等級1級相当の診断を受け、現在も入院中である。</p> <p>3 和解の理由 示談交渉不調の後、平成30年3月に相手方が東京地方裁判所へ訴状が提出された。裁判所の和解斡旋を受け、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づく議決事件として、和解するものである。</p>
今後の方針	<p>本件議決後、東京地方裁判所が作成する和解調書に基づき、相手方へ速やかに賠償金を支払う。</p> <p>賠償金の支払い終了後、特別区自治体総合賠償責任保険の請求を行う。</p>